核医学診断/治療に関する医科診療報酬点数表

第2章 特掲診療料 第4部 画像診断 第5節 特定保険医療材料料 E401 特定保険医療材料 (フィルムを除く。)

E401 特定保険医療材料(フィルムを除く。)

材料価格を10円で除して得た点数

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成30年3月5日 厚生労働省告示第43号)

告示	通知
注 使用した特定保険医療材料(フィルムを除く。)の材	
料価格は、別に厚生労働大臣が定める。	

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」 (平成 30 年厚生労働省告示第 47 号)

テクネシウム ^{99m} ガス吸入装置用患者吸入セット 5,860 円

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」

(平成 30 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 10 号)

- (1) テクネシウム 99m ガス吸入装置用患者吸入セットは、テクネシウム 99m ガス吸入装置(承認番号 04B 輸第 1045 号)に使用される患者吸入セットを使用した場合に算定できる。
- (2) テクネシウム 99m ガス吸入装置用患者吸入セットには超微粒子発生槽、呼気フィルター及び連結チューブが含まれており、別に算定できない。